

簡易な収入(所得)見込額の 申立書(家計急変者)

●「令和5年度川口市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(家計急変世帯分)申請書」と一緒にご提出ください。

① 申請書の「② 申請者が属する世帯の状況」に記入した者全てについてご記入ください。

フリガナ 氏名	左欄の者が扶養する者の数 ①	令和4年度住民税課税状況 ②	障害者控除等の適用 ③	任意の1か月で申し立てる月 ④	任意の1か月の収入⑤			年間収入見込額 D×12 ⑥	非課税相当収入限度額 ⑦
					給与収入 [A]	事業収入又は不動産収入 [B]	年金収入 [C]		
1	人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫) <input type="checkbox"/> ひとり親	令和	円	円	円	円	円
年				収入合計額 A+B+C=[D]			円		
月				収入合計額 A+B+C=[D]			円		
2	人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫) <input type="checkbox"/> ひとり親	令和	円	円	円	円	円
年				収入合計額 A+B+C=[D]			円		
月				収入合計額 A+B+C=[D]			円		
3	人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫) <input type="checkbox"/> ひとり親	令和	円	円	円	円	円
年				収入合計額 A+B+C=[D]			円		
月				収入合計額 A+B+C=[D]			円		
4	人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫) <input type="checkbox"/> ひとり親	令和	円	円	円	円	円
年				収入合計額 A+B+C=[D]			円		
月				収入合計額 A+B+C=[D]			円		
5	人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫) <input type="checkbox"/> ひとり親	令和	円	円	円	円	円
年				収入合計額 A+B+C=[D]			円		
月				収入合計額 A+B+C=[D]			円		

※世帯人員が書ききれない場合は、同様の書式をご準備の上、ご記入ください。

(記入上の注意)

- 「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居にかかわらず、左欄の者が扶養している親族の数をご記入ください。(扶養控除等申告書で届け出ている人数)
- 「令和4年度住民税課税状況」欄には、該当する項目のチェック欄(□)にレを入れてください。
- 「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェック欄(□)にレを入れてください。
- 「任意の1か月で申し立てる月」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和4年1月から申請月までの任意の1か月の月をご記入ください。ただし、令和4年1月から12月までの収入をもとに申請する場合は、令和5年度住民税均等割が課税の世帯でないことが条件です。
- 「任意の1か月の収入」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和4年1月から申請月までの任意の1か月の収入をご記入ください。

給与収入	※その月の給与収入額をご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
事業収入 又は不動産収入	※その月の事業収入額又は不動産収入額をご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
年金収入	※その月の公的年金収入額(非課税除く)をご記入ください。 ※年金振込通知書、年金額改定通知書などの支給額が分かる書類をご提出ください。

- 「年間収入見込額」欄には、D欄(収入合計額)を12倍した金額をご記入ください。
- 「非課税相当収入限度額」には、①欄の人数または③欄の控除等の適用に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額をご記入ください。

※ 限度額は下の早見表から、①欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額をご記入ください。
 ※ 下表の「扶養している親族の状況」は、「同一生計配偶者(所得金額48万円以下の者)」「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。
 (早見表)

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がない場合	100.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	156.0万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	205.7万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	255.7万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	305.7万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.3万円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

所得により申請する場合は、引き続き、裏面をご記入ください。

② 年間所得により申し立てる場合、申請書の「② 申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての者についてご記入ください。

	フリガナ 氏名	【収入】 年間収入見込額 ⑥	【控除】			【所得見込】 年間所得見込額 ⑪	【非課税相当額】 非課税所得限度額 ⑫
			給与所得控除額 ⑧	事業収入等の経費 ⑨	公的年金等控除 ⑩		
1		円	円	円	円	円	円
2		円	円	円	円	円	円
3		円	円	円	円	円	円
4		円	円	円	円	円	円
5		円	円	円	円	円	円

※世帯人員が書ききれない場合は、同様の書式をご準備の上、ご記入ください。

(記入上の注意)

⑥「年間収入見込額」欄には、表面の年間収入見込額(⑥欄)の額を転記してください。

⑧「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- ① ⑥の額のうち給与収入分(A×12)が162.5万円以下 → 55万円
- ② ⑥の額のうち給与収入分(A×12)が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40%－10万円
- ③ ⑥の額のうち給与収入分(A×12)が180万円超360万円以下 → 給与収入分×30%＋8万円
- ④ ⑥の額のうち給与収入分(A×12)が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20%＋44万円

⑨「事業収入等の経費」

- ① 事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額をご記入ください。
- ② 帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。

⑩「公的年金等控除」の欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

65歳未満の方	公的年金等収入分	→	控除額
	60万円以下	→	公的年金等収入分の全額
	60万円超130万円未満	→	60万円
	130万円以上410万円未満	→	公的年金等収入分×0.25＋27万5千円
	410万円以上770万円未満	→	公的年金等収入分×0.15＋68万5千円
65歳以上の方	公的年金等収入分	→	控除額
	110万円以下	→	公的年金等収入分の全額
	110万円超330万円未満	→	110万円
	330万円以上410万円未満	→	公的年金等収入分×0.25＋27万5千円
	410万円以上770万円未満	→	公的年金等収入分×0.15＋68万5千円

⑪「年間所得見込額」の欄には、以下の算定式により計算の上、ご記入ください。

$$\text{年間所得見込額} = \text{⑥年間収入見込額} - (\text{⑧給与所得控除額} + \text{⑨事業収入等の経費} + \text{⑩公的年金等控除})$$

⑫「非課税所得限度額」には、①欄の人数または③欄の控除等の適用に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額をご記入ください。

※ 限度額は下の早見表から、①欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額をご記入ください。

※ 下表の「扶養している親族の状況」は、「同一生計配偶者(所得金額48万円以下の者)」「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。

<早見表>

扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がない場合	45.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	101.0万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	136.0万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	171.0万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	206.0万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	135.0万円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用